

事務事業チェックシート

事務事業No 265 事業名 成年後見制度利用支援事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	1	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

事業種別	継続	
事業期間	H13 ~	
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	高齢者・地域福祉課	佐々木 忍 435-1063
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	地域支援事業費		
	項	包括的支援事業・任意事業費		
	目	任意事業費		
	大事業	任意事業		
事項	成年後見制度利用支援事業			

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	65歳以上で身寄りのない重度の認知症高齢者等に対する職権による成年後見申立手続きの実施。	財産管理や身上監護において、後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族がいない場合等、市が後見等の申立を行う。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		判断能力が不十分なため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行った。	判断能力が不十分なため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行った。	判断能力が不十分なため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行った。	判断能力が不十分なため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。	判断能力が不十分なため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行う。

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	5,508	4,041	5,508	5,737	6,025	6,798	7,033		7,033	
伸び率 (%)	-	-	0.0%	42.0%	9.4%	18.5%	16.7%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	9,504	10,445	9,504	8,222	9,504	7,531	7,248		
	正規職員以外						1,829	1,418		
	小計		10,445		8,222	9,504	9,360	8,666		
国庫支出金	2,175	1,416	2,175	2,075	2,349	2,436	2,742			
県支出金	1,087	708	1,087	1,038	1,174	1,218	1,371			
市債										
その他	1,159	848	1,159	1,272	1,328	1,490	1,549			
一般財源 (税等)	1,087	1,071	1,087	1,352	1,174	1,320	1,371			
所要人数 (人)	正規職員		1.37		1.11		0.05	0.05		
	正規職員以外		0.00		0.00		0.91	0.71		
主な予算内訳	成年後見制度利用支援事業に係る後見人等報酬、手数料 (申立手数料、登記手数料、鑑定費用)、通信運搬費									

3 目標及び実績

指標名	単位	目標値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
活動指標	相談件数	人	76	91	85		
		達成度 (%)					
		目標値					
成果指標	申立件数	件	19	12	8	40	40
		達成度 (%)	47.5%	30.0%	20.0%		
		目標値					
	実績値						
	達成度 (%)						
	目標値						

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	認知症高齢者等が地域において安心して自立した生活を送るためには、成年後見制度を中心とする権利擁護支援が必要不可欠である。
見直し・改善内容	成年後見制度利用促進法に向けての体制整備